

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会に係る論点課題に関する意見

提出者氏名 小西聖子

今後検討すべき論点を以下のように考えます。

1. 犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担の必要性、有効性についての検討

これまでのヒアリングを踏まえ、当事者がどのように感じているか、その声を聞きつつ、また海外の心理療法(カウンセリング)に関する支援制度も参考にしながら検討する必要がある。

2. 心理療法(カウンセリング)の公費負担の制度化に伴う問題の明確化

心理療法(カウンセリング)の公費負担は海外先進諸国では広く行われていることであるが、日本でこの制度の立ち上げが遅れてしまったことには、いくつかの理由が複雑に絡み合っていることが検討会のヒアリング、議論で明らかになったと考える。

具体的に述べれば、①実施者の主要な職種と考えられる臨床心理の専門家の国家資格制度が未整備である。このためもあって、②保険診療の中に位置づけられる精神療法は、まずは医師、一部については国家資格のあるコメディカル職によって担われるべきものとなっている。しかし現実には、③保険診療の中で医師等によって行われている精神療法は多くの場合、犯罪被害者の支援として十分でない。④現実には心理療法(カウンセリング)は医療だけでなくさまざまな場で臨床心理士等によって担われている。しかし⑤臨床心理の専門家すべてが犯罪被害者支援のための心理療法(カウンセリング)が可能なわけではない。また⑥犯罪被害者支援の専門技術を持つ臨床心理専門家もいるが個人的な努力に支えられているところが多い。⑦医学的に有効なことが証明された心理療法も開発され、日本でも実施されているが、採算が合わない。また研究者レベルでしか行われていない。①から⑦の問題が、日本における公費負担の適正な制度化を妨げている。

これらの日本の状況について共通の理解を得る必要がある。

3. 以上を踏まえたうえで、以下のことを具体的に検討する必要がある。

- ①ここでいう犯罪被害者等支援のための「心理療法（カウンセリング）」とはどんなことを指すか。
- ②心理療法(カウンセリング)費用公費負担の対象とすべき犯罪被害者等の範囲について
- ③心理療法(カウンセリング)を実施する人は誰か、どのように心理療法(カウンセリング)の質を担保するか。
- ④公費負担される犯罪被害者等への心理療法(カウンセリング)の範囲（その内容、回数等）について
- ⑤以上の条件を満たすような制度設計について
- ⑥ここで言う心理療法(カウンセリング)の他の犯罪被害者支援制度との連携、あるいは医療制度、福祉制度との連携について
- ⑦その限界と将来への展望について

4. 以上の制度の有効性の検証方法について

新しい制度を作るのであれば、その有効性が検証できるように考えておく必要がある。特に臨床的な問題については、人数だけのチェックになっては有効性の検証は十分ではないと思われる。

5. 犯罪被害者等への心理療法(カウンセリング)についての関係者への啓発の必要性について

これまでの本検討会において、心理療法(カウンセリング)を行うと被害者の回復に役立つということを多くの方は理解しているが、そのイメージは曖昧なままであり、その他の相談や支援と、何がどのように違うのか、実際にどのようなことをやるのか、どのように役に立つのかということについては、知られていないことを痛感した。どのような公費負担の制度を考えるにしても、関係者にその内容を知ってもらうことは大事なことであり、今後も継続して行う必要がある。心理療法(カウンセリング)の専門家だけでなく、それ以外の犯罪被害者に関わる専門家、ボランティアの方にももう少し明確なイメージを持ってもらえるよう啓発活動が必要であると思うので論点として挙げる。

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会に係る論点課題に関する意見

提出者氏名 中島聡美

1 犯罪被害者に対する心理療法の現状と課題について

今までの検討会より、犯罪被害者において精神健康の問題が大きく、精神医療や心理療法の必要性があることは明らかである。しかし、被害者のニーズはあっても精神医療に対する偏見等もあり、中々医療に十分結びついていない現状がある。そのような被害者にとっては、医療よりも心理カウンセリングが受けやすい可能性もある。また、このようなカウンセリングは DV 等女性の暴力被害者支援団体によって提供されていることがあり、支援と一体化しているカウンセリングは被害者にとって利用しやすいと考えられる。被害者に対する心理療法の充実のためには以下の2点の検討が必要である。

① 精神科（心療内科含む）医療機関における犯罪被害者への心理療法の充実

被害者が精神医療を受ける場合には特定の条件を満たす場合には、犯罪被害給付金の重症病給付による公費負担がなされる。この制度では給付金の条件にあわない被害者、特に警察に相談できない性暴力被害者が利用できないという問題がある。それでも、医療保険の適応対象については自立支援法による通院医療費公費負担や生活保護の適応も可能であり、利用できる公費負担制度がいくつかある。

しかし、現在 PTSD に有効な治療としてニーズの高まっている持続エクスポージャー療法や EMDR については通常の精神療法の保険点数しか適応できないため、コストの関係で医療機関での普及が困難であり、医師が実施する場合には関連心理療法機関などで提供されることもあり、保険の適応外になるため、高額の自己負担が生じる可能性がある。

医療保険においてこのような診療がより高い医療保険の適応になることが望まれるが、これは本検討会の対処できる範囲ではない。

① 医療保険の適応外の心理療法の充実

医療保険の適応外の心理療法は、女性に対する支援団体等の運営するカウンセリング機関、大学心理臨床センター、医療機関などに併設した心理相談機関、個人開業の心理相談機関、被害者支援センター等があげられる。現在警察庁の事業として民間被害者支援団体でのカウンセリングへの補助事業によって被害者支援団体等では無料のカウンセリングが提供されているものがあるが、機関によって異なり、回数などが制限されていたり、心理専門家による心理療法は必ずしも提供できていないなどの問題がある。民間の被害者支援団体においては比較的低額でのカウンセリングを提供しているものの、より専門的な心理療法を提供できるような個人開業あるいは医療機関併設のカウンセリング機関等では高額

になっており、被害者の負担は大きい。これらは医療保険の適応外であるため、公費負担制度を利用することが困難である。被害者の経済的負担が大きいのはこの部分であると考えられる。

従って、本検討会において討議するのは、医療保険の適応外となっている心理療法についての公費負担が主であると考えられる。これらの心理療法を公費負担とするためには、以下の点が検討される必要がある。

- ① 公費負担の適否
- ② 公費負担の範囲（対象となる被害者、心理療法、提供者、限度）
- ③ 財源

2 公費負担の適否

まずは、犯罪被害者に対する心理療法を公費負担とすべきかどうかについてであるが、既に基本計画の検討会においてこの必要性は十分議論されたものと思われる。また、本検討会においても被害者にとって医療保険の適応範囲内の心理療法は利用しにくくまた、限られていることから、より広く心理療法の公費負担が求められていると考えられる。

3 公費負担の範囲

① 対象となる被害者

公費負担の対象となる被害者の制限を設けるかどうかである。犯罪被害者給付制度では交通被害者や警察に相談のない性暴力被害者、児童虐待被害者、DV被害者（公費負担の削減）などは対象になりにくい。これらの被害者をできるだけ対象とするためにはどのような基準（被害認定、収入など）を設けるのかについて検討が必要である。

② 対象となる心理療法・提供者

公費負担ではある程度の制限が必要となる。その場合、対象とする心理療法を限定することは困難であると考えられる。従って、提供者の資格（臨床心理士等）や提供機関にある制限を設けることとなるが、これらはできるだけ現在被害者が利用している心理療法が利用できることが望ましい。臨床心理士に制限した場合には、フェミニストカウンセラーなどが該当しなくなることを配慮しなくてはならない。また、例えば、制度の利用にあたって、学会等に委託し、別途資格や認定機関を設けることも考えられるが、ここにおいて費用がかかってしまうことが懸念される。しかし、柔軟性を持たせるためには、有識者における認定機関（委員会）を設定し、申請した機関を対象とすることが現状としては望ましいのではないか。すべての機関について検討する必要はなく、基本的な基準をクリアしている場合には承認し、それ以外の機関について検討することが考え

られる。基本的な基準の例としては、法人格を有していること、犯罪被害者への心理相談の実績がある機関においては、心理療法について習熟している心理士による心理療法を提供していること、あるいは心理療法機関において臨床心理士資格を有している心理士による心理療法を提供していることなどがあげられる。

③ 費用限度

回数、期間、費用上限などどの程度が適正かを考える必要がある。これは財源と密着しており、財源の対象とする被害者の数、また実際に現在被害者が負担している費用などから検討することが必要である。この場合、回数を決めるよりも例えば1年間の上限を定めたほうが被害者や機関にとって利用しやすいように思われる。基本的に2週間に1回のカウンセリングを1年間利用したと考えると、1回10000円であれば、240000円が目安となると思われる。また期間については、1年は短いかもしれないので、2年くらいは提供できると被害者には負担は軽減できるように思われる。

4. 財源

財源については、犯罪被害給付金が適応できるか、新たに財源を設けるかということが検討されると考えられる。今まで基本計画で検討されてきたように、犯罪被害給付金の重症病給付においては医療保険の適応外の公費負担を行うことは困難であると考えられる。したがって医療保険の適応外のものについては、給付金の中に別の枠を設けることが考えられる。しかし、給付金で支給する場合には、給付金の被害者要件の範囲を超えることはできない。広く被害者に適応するためには、別の財源によって支出することが望ましい。どのような財源において適応できるのかを検討する必要がある。

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会に係る論点課題に関する意見

提出者氏名 太田達也

- 1 公費負担の形態について（以下のどの形態で公費負担を行うべきか）。
 - (A) 犯罪被害者等給付金制度に心理療法の公費負担の制度を設ける。
 - (1) 犯給制度の重傷病給付金を拡大する。
 - (ア) 健康保険法の適用が支給要件となるため、適用のない心理療法を対象に含められるか。そもそも、健康保険法の適用がない心理療法は、現行法の給付額や負担額の計算ができない。
 - (イ) 1年間の給付期間の制限を受ける。これを拡大すると、他の重傷病の場合も拡大することになる。
 - (2) 犯給制度に新しい給付金（例えば、心理療法給付金）を創設する。
 - (ア) 独自の支給（受給）要件を設定できるが、健康保険法の適用のある心理療法の場合（重傷病給付金）と適用のない心理療法の場合（心理療法給付金）の2種類の異なる要件や支給内容の制度ができてしまう。
 - (イ) 健康保険法の適用のある心理療法についても、重傷病給付金でなく、心理療法給付金の支給を認めるか。心理療法給付金の内容によっては、重傷病給付金よりも高額（反対に低額）になる場合があり得る。
 - (ウ) 支給（受給）要件としての、症状（又は障害）の内容、心理療法の内容、心理療法の実施者（後述2参照）をどうするか。
 - (エ) 給付期間をどの程度とするか。上限を設定するか否か。
 - (B) 犯罪被害者等給付金制度以外の、健康保険適用のない心理療法に対する新たな公費負担の制度を創設する。
 - (ア) どの機関を主務官庁（裁定機関）とするか。警察庁，厚生労働省，内閣府，自治体等。
 - (イ) 予算は主務官庁の予算とするのか。（犯給制度は地方公安委員会が裁定機関であるが、予算は警察庁予算）。
 - (ウ) 上記(2) (ア) (ウ) (エ) と同じ。
 - (C) 心理療法の自己負担額を公費負担する方法ではなく、被害者が費用負担せずに心理療法を受けることが出来る支援制度を設ける。
 - (ア) 心理療法の実施者はどの機関，団体又は個人とするのか。
 - (イ) 対象者や期間に制限を設けるか。

2 公費負担の対象となる心理療法の実施者について

- 臨床心理士に限定するか。
- 臨床心理士にしても、臨床心理士の資格だけでよいとするか、それとも臨床心理士のうちで、一定の研修を受けた、公費負担の対象となるような被害者支援臨床心理といったような認定制度を設けるか。研修や認定をどこで実施するか。
- 資格や認定をもった者が、一定の機関（病院など）で心理療法を提供する場合にのみ公費負担を限定するか。自宅資格や認定をもった者が開業している場合にも公費負担を認めるか（アメリカ）。

(以上)

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会に係る論点課題に関する意見

提出者氏名 加藤智章

1 費用について

どのような形式で心理療法を行うにせよ、費用の問題を抜きにしては、妥当な解決手段を決定できないと思います。

そこで、これまでヒアリングしてきた事例における費用に関する情報を整理するとともに、心理療法士が医師とともに心理療法を実施した場合を想定して、どれほどの費用がかかるものか、を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会に係る論点課題に関する意見

提出者氏名 久保 潔

(一) 公費負担のあり方（理念）について——検証と総論

1. 基礎的データ

- ・ 犯罪被害者が置かれた状況
 - 生活環境，健康，経済状況等
- ・ 心理療法（カウンセリング）の受診と負担の現状
 - 件数，種類，費用と負担の実態等
- ・ 心理療法（カウンセリング）の必要性和有効性
 - ヒアリング，各種データの収集・整理，必要に応じ新たな調査の実施

2. 心理療法（カウンセリング）の公費負担に関する諸制度の趣旨・役割の確認および実情の検証

- ・ 警察による犯罪被害者の精神的被害の早期回復・軽減を図るカウンセリング
 - 警察職員，精神科医・臨床心理士等への委嘱，民間団体への業務委託
 - ・ 犯罪被害給付制度の重傷病給付（精神疾患）
 - 保険診療が適用される医療
 - ・ 医療保険制度
 - 精神療法（入院，通院・在宅），認知療法・認知行動療法，心身医学療法（心身症）
 - ・ 精神保健福祉相談・心理療法（カウンセリング）
 - ・ 児童相談所による心理療法（カウンセリング）
 - ・ スクールカウンセリング，その他
3. 公費負担のあり方（理念）と方向性——総論として
- ・ 理念——犯罪被害者の権利回復・社会の連帯共助，医療保険制度による公費負担，社会福祉制度における公的扶助
 - ・ 役割——重症化を防ぐ危機介入・予防対応，医療上の治療による回復
 - ・ 方向性——既存制度の整備・拡充か，新たな仕組みの創設か

(二) 公費負担の対象について

1. 公費負担の対象とする犯罪被害者及びその家族・遺族の範囲

- 症状、罪種、届け出等で何らかの制限を設けることの是非
- 2. 健康保険制度の適用対象
 - 適用範囲の拡大, PTSD の保険適用の見通しと条件等
- 3. 被害を届けない犯罪被害者の救済のための方策

(三) 公費負担の仕組みについて

1. 公費負担の実施機関それぞれの課題
 - 警察の犯罪被害者等カウンセリング, 被害者支援センター・早期支援団体, 民間支援団体, 医療機関, カウンセリング専門機関, 精神保健福祉センター, 児童相談所, スクールカウンセラー等
 - 臨床心理士の位置付け
2. 各実施機関(者)の役割分担と連携のあり方
 - 現状と今後の課題, 効率的な連携・補完の方向性
3. 犯罪被害者等給付金における精神疾患との関係
 - 「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」による議論・検討

<説明・意見>上記は、論点課題を項目のみ列記したものである。

(一) では、公費負担のあり方(理念)について、まず現状をていねいに検証し、その結果を踏まえて今後の方向性を総論的に検討、整理する。

現在の厳しい経済、財政状況の中で、心理療法(カウンセリング)の公費負担について国民の理解を得るためには、客観的・科学的データに基づき、その必要性和有効性について認識の共有が不可欠である。これまでの検討会で示されたデータは、やや断片的なものにとどまっており、さらに説得力のあるデータの収集・整理、場合によっては新たな調査の実施等を検討する必要があると思われる。

現行の公費負担に関する諸制度は、相当多岐にわたっているが、改めて各制度の趣旨、役割および実情を客観的に検証し、その上で既存制度の整備・拡充を図るのか、新たな仕組みを創設する必要があるのかについて、多角的に議論を深めていきたい。新たな制度の創設には相当の困難がともなうことを考えると、当面は個々の現行制度について整備・拡充を図るとともに、制度間の効率的な役割分担と連携を模索することが、より現実的ではないかと考えるが、今後の犯罪被害者等の救済の方向性にかかわる課題だけに、検討に当たってはさらに慎重を期したい。

(二)(三) は、(一) の総論に基づく各論である。

公費負担による救済対象と、その仕組みについては、まず犯罪被害者の権利回復と社会の連帯共助を基本理念とし、①犯罪被害者とその家族・遺族をできるだけ幅広く、いつでも、どこでも受け入れる「駆け込み寺」的な体制を整備し、症状についても重症化を防ぐための危機介入や予防的な早期対応の充実を図る。その上で、②専門的な治療や福祉的な対応を必要とする対象者については、必要に応じて医療やカウンセリング機関、民間支援組織、福祉機関等につないでいく、二段、三段構えのキメ細かで息の長い支援システムのあり方を検討する必要がある。

また、公費負担の対象や救済から漏れた犯罪被害者等への対策はきわめて重要であり、社会福祉的な観点からの手厚い対応を工夫したい。

公費負担のあり方については、保険料と税で運用される医療保険制度や犯罪被害給付制度に一定の限界はあるが、引き続き適用範囲の拡大と給付の充実に向けて努力すべきである。あわせて、現行制度の問題点や課題を的確に把握し、その改善策と諸制度間の補完、連携のあり方を模索していく必要がある。 以上

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会に係る論点課題に関する意見

提出者氏名 松坂英明

犯罪被害者等への心理療法の費用の公費負担について検討を進めるにあたり、今後、誰に対し、誰が、どのような心理療法を、提供するのか、その費用は、どのような仕組みにおいて提供されるのか等について検討が必要であると考える。

以下に論点となり得る事項について参考列記した。

(論点)

1、 当該心理療法サービスを受けるための資格要件について

犯罪被害者のうち、どういう人たちを対象者として認知するのか

① 罪名による切り分け

全ての被害者というわけにはいかない。

それでは、いかなる犯罪に限定すべきか

犯給法と平仄を合わせるか→死亡、重傷病又は障害

それとも独自の切り分けをするか

罪名での切り分けもありうる

② 何らかの手続きを要件とするか

被害届の提出を求めるか、加えて、それ以外にも、加害者が逮捕、勾留、起訴等されることをも求めるのか

後者の場合、本来のあるべき被害者支援の目的と乖離する場面をどのように克服すべきか

それとも、傷病の程度で切り分けるか、この場合は診断書を求めることになる

③ 誰が、その要件具備を審査するのか

各地の公安委員会か

警察庁指定にかかる犯罪被害者等早期援助団体はどうか

2、 当該心理療法を提供する側の資格要件について

精神科医師以外にいかなるカウンセラーを有資格者と認知するのか

① 届出・登録制

一定の要件を具備したカウンセラー（団体もしくは個人）の届出・登録に基づく名簿のようなものをイメージして、その中に該当するカウンセラーは有資格者と認知する方法

② 指定制

国側が一定の要件を定めて、その要件を具備したカウンセラーを一方的

に指定する方法

③ それ以外

3、 提供される当該心理療法の内容について

例えば、当該カウンセラーが必要であると判断する一定の心理療法を（例えば）10回若しくは20回を上限に無料で受診できる、というようなもの

4、 どういう仕組みで当該心理療法の費用が支出されるべきかについて

- ① 自己負担で心理療法を受けて、後日しかるべき担当機関に申告して費用を償還してもらう方法→被害者の負担が大きいという難点あり
- ② しかるべき担当機関の審査を受けて、当該心理療法を受けられる証明書のようなものを発行してもらい、それを持参して当該心理療法を受ける。費用は、当該心理療法を施術したカウンセラーから担当機関に請求するという方法

5、 いかなる機関が国費支出という役割を担当するのかについて

既存の機関かそれとも新設する機関か

警察庁指定にかかる犯罪被害者等早期援助団体はどうか

6、 別の観点から健康保険制度の枠内での一考察

現在の健康保険制度を一部改正して運用する方法

具体的には、当該心理療法の点数を増額させ、同時に、臨床心理士の資格を国家資格化するとともに、一定の心理療法について保険適用とする方法。3割負担部分は自己負担であるが、相当程度は救済されることが期待できる。

以上

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会に係る論点課題となりうる事項について

警察庁

- 1 公費負担の対象となるカウンセリングの定義付けについて
 - ・ 提供するカウンセリングとは何か。どのような内容か。
 - ・ 現行の医療制度におけるカウンセリングの位置付け、役割
 - ・ カウンセラーの資格、認定方法、必要人数（件数、地域的条件を考慮）
 - ・ 上限となる回数又は期間

- 2 公費負担の対象となるカウンセリングの実施について
 - 誰がどのような基準で判断すべきか。（カウンセリングを受ける本人か、カウンセラーか、実施機関の職員か。）
 - ・ カウンセリング実施の必要性
 - ・ カウンセリングの継続・終結、中断後の再開

- 3 公費負担によるカウンセリングの提供を受ける犯罪被害者等について
 - 範囲
 - ア 犯罪被害者、遺族以外の者をどうするのか。
家族（遺族以外）、友人、目撃者等
 - イ 罪種
性犯罪を含む重大な身体犯以外にも提供すべきか。過失犯や悪質な財産犯はどうするのか。
 - ウ 警察への届出の有無
性犯罪等における未届けの犯罪被害者等を対象とすべきか。
 - エ 調整等
 - ・ 十分な損害賠償を受けた犯罪被害者等も対象とするか否か。
 - ・ 行為等に帰責性のある犯罪被害者についてはどうするか。

- 4 給付方法等
現物給付か、後払いか。

- 5 財源

- 6 上記論点の検討結果を受けた最適な制度のあり方

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会に係る論点課題に関する意見

提出者氏名 法務省

○ 「本検討会で想定している心理療法の範囲」について

犯罪被害者等に対する精神的・心理的支援の実情や公的援助制度の内容、現状の問題点等については、これまでの検討会で行った関係団体、専門家、関係省庁等のヒアリングにおいて少なからず明らかになってきたものと承知している。

今後の論点として、支援対象者の要件、心理療法等提供者の要件、心理療法の費用の公費負担の仕組み等様々なものが想定されるが、本検討会で導かれる結論において、どのような援助が「本検討会で想定している心理療法の範囲」(以下「想定範囲」という。第2回検討会資料3及び第4回検討会資料6参照。)として公的援助の対象になるかという点を、早期に明確な論点課題として認識し、議論を深めておくべきではないか。

今後、本検討会においては、「想定範囲」に含まれるものを念頭に置きながら公費負担の対象を検討していくものと考えられるところ、ヒアリング等でも明らかになったように、現在、民間の犯罪被害者支援団体や臨床心理士等が行っている取組(例えば、捜査機関や裁判所、弁護士事務所等への同行支援)の中には、心理療法(狭義)には直接該当しない心理的支援を提供する支持的カウンセリング又はその延長・類似行為として犯罪被害者等の精神的・心理的支援に寄与しているものがあると思われる。そこで、そのような支援のうちどこまでが「想定範囲」に含まれるか否かを早期に整理しておくことは、心理療法の費用の公費負担を検討する上で必要不可欠と考えられるからである。